

[事案 2021-7] 新契約無効請求

・令和3年9月15日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年8月に契約した介護保険について、以下の理由により、契約を無効にして、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人らの説明により、保険料を1回支払えば、要介護状態になった際に年金としての給付が受けられる商品であると誤信した。
- (2)上記(1)の理解をもとに「このような旨い話で会社は儲かるのか」と尋ねたところ、募集人らは「大丈夫ですよ」と答えたため、安心して契約した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人らは、2度申立人宅を訪問して、申立人および申立人配偶者と面談し、設計書を用いて本契約の概要を説明し、契約内容にもとづき保険料についても説明している。
- (2)募集人らは、申立人の希望に応じて、保険料払込期間を当初のプランから修正している。
- (3)募集人らは、申立人から「これで保険会社は大丈夫なのか」と質問があったので、所定の介護状態になったら以後の保険料払込が不要になること、その上で一生涯の年金が支払われること、保険料は統計的に算出されているので大丈夫であることを回答した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および申立人の配偶者、ならびに募集人2名に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。